# 春日井市国民健康保険 運営協議会資料

# **人**

# 春日井市国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	医療費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	保険税の収納状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	平成24年度決算見込 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
5	平成25年度保険税率等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	平成25年度課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	特定健診等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
8	国民健康保険税条例の保険税軽減の規程の改正について・・・	12

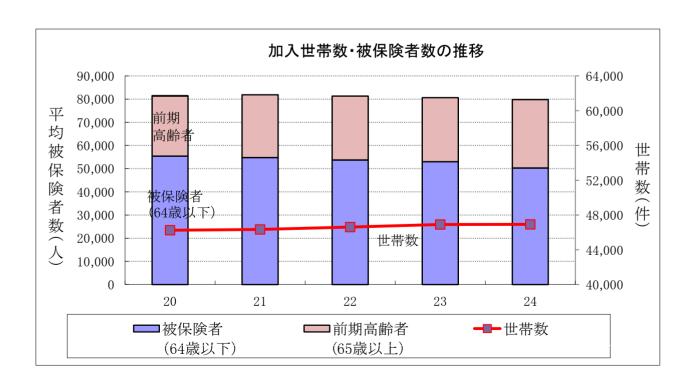
#### 春日井市国民健康保険事業の状況について

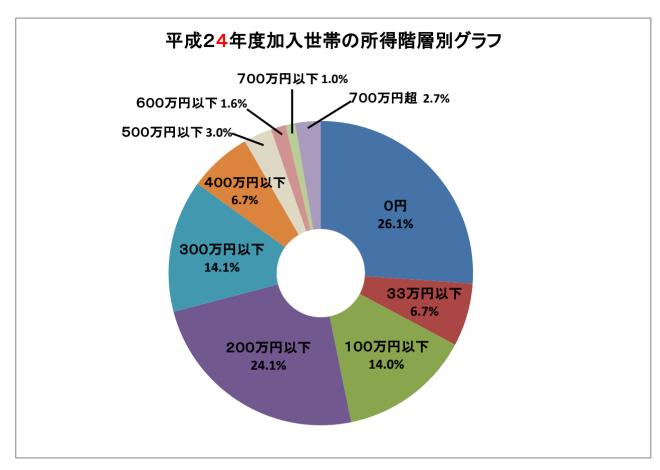
本市の国民健康保険事業は、経済情勢や社会環境が変化し、急速な少子 高齢化が進展する中、制度の多くの変遷を経て、誰もが安心して医療を受け られる事業運営に努めてきた。しかし、医療技術の高度化や高齢化のさらな る進行などに伴う医療費の増加や、経済状況の低迷による国保税収の減少 などにより、多額の赤字額を計上する厳しい財政状況が続いている。

#### 1 被保険者等の状況

被保険者数が年々減少する一方で、65歳から74歳までの前期高齢者は大幅に増加するとともに、雇用状況の悪化による収入の不安定な被保険者や無職者の加入が増加をしており、構造的な課題がさらに顕著になっている。また、加入世帯の約7割は所得200万円以下である。

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年4月末
平均世 带数(作	牛)	46,250	46,339	46,610	46,905	46,919	47,068
平均被保険者総数(	人)	81,394	81,847	81,284	80,639	79,751	79,449
一般被保险	き者	75,547	78,042	77,545	76,885	76,686	76,568
うち前期高	<b>幹者</b>	26,030	27,077	27,561	27,655	29,445	29,309
退職被保險	き者	5,847	3,805	3,739	3,754	3,065	2,881





所得0円の世帯

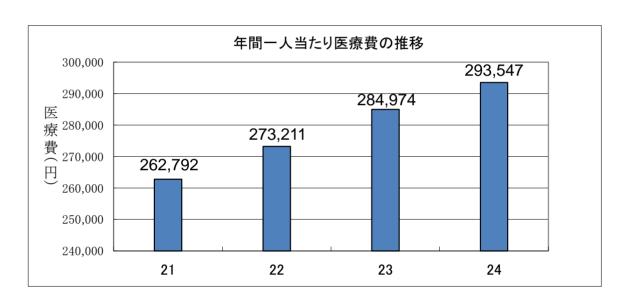
全世帯の 26.1%(12,240世帯) 所得200万円以下の世帯 全世帯の 70.9%(33, 291世帯)

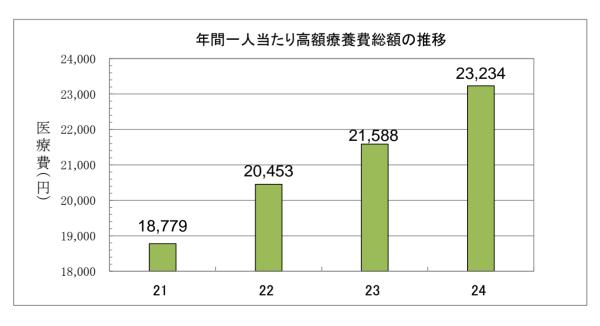
#### 2 医療費の状況

年間1人当たりの医療費は、後期高齢者医療制度の創設以降も医療技術の高度化 や加入者の高齢化により年々増加傾向にあるため、被保険者数が減少しているにもか かわらず、総医療費は毎年増加を続けている状況である。

Ε <b>΄</b> /\		21年	度	22年	度	23年	E度	24年	度
区 分		医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総医療費(百	万円)	21,509	3.2	22,208	3.2	22,980	3.5	23,411	1.9
高額療養費総額(百	万円)	1,537	5.6	1,663	8.2	1,741	4.7	1,853	6.4
年間1人当たり医療費	費(円)	262,792	2.6	273,211	4.0	284,974	4.3	293,547	3.0
年間1人当たり高額療養	費(円)	18,779	5.0	20,453	8.9	21,588	5.5	23,234	7.6

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。







最も低い「10~19歳」に比べ、「70~74歳」は5.9倍となっており、年齢が高くなるにつれて増加している。

\* 調剤、食事療養、訪問看護を除く

#### 3 保険税の収納状況

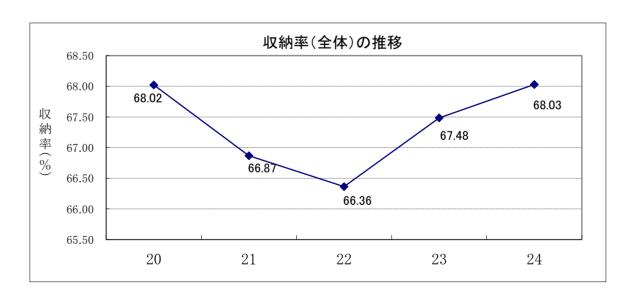
平成24年度の現年課税分については、収納率が前年度に比べ0.43ポイントの上昇し、3年続けての上昇が見込まれるが、所得減少者や、失業者の軽減及び減免額の増加に伴う調定額(課税額)の減少から、収納額は増加していない。

平成24年度の滞納繰越分については、税務署OB職員の配置増員や収納プロジェクトの効果もあり、これまで低下傾向であった収納率が0.62ポイント上昇した。

今後も国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、財産調査や差押えの実施など、効率的で持続可能な収納活動に努めていくものである。

(単位:千円、%)

		<u>z</u> 5	}	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度見込
現	調	調 定 額 8,661,649		8,689,662	8,123,165	8,055,735	7,985,813	
年課	収	納	額	7,899,246	7,822,847	7,339,298	7,310,817	7,281,366
税	収	納	率	91.20	90.02	90.35	90.75	91.18
分	不納欠損額 43		433	929	10	166	2,205	
滞	調	定	額	3,487,314	3,419,109	3,337,250	3,134,174	3,095,013
納繰	収	納	額	364,581	273,962	266,231	240,651	256,781
越	収	納	率	10.45	8.01	7.98	7.68	8.30
分	不刹	为欠割	員額	439,753	642,826	696,693	480,904	334,920
	全収	(納3	玄	68.02	66.87	66.36	67.48	68.03



## 4 平成24年度決算見込

#### (1)歳入

(単位:千円)

	科目	23年度決算	24年度決算見込	増減額	前年比
1	国民健康保険税	7,551,468	7,538,147	<b>▲</b> 13,321	▲ 0.00 %
2	国庫支出金	5,326,787	5,187,112	<b>▲</b> 139,675	▲ 0.03 %
3	療養給付費等交付金	1,337,524	1,116,072	<b>▲</b> 221,452	▲ 0.20 %
4	前期高齢者交付金	7,540,636	8,024,585	483,949	0.06 %
5	県支出金	1,080,758	1,403,291	322,533	0.23 %
6	共同事業交付金	2,359,441	2,579,394	219,953	0.09 %
	保険基盤安定繰入金	777,993	782,126	4,133	0.01 %
7	基盤安定保険者支援分	180,422	182,404	1,982	0.01 %
繰	財政安定化支援事業	108,826	111,630	2,804	0.03 %
	事務費等繰入金	93,529	91,365	<b>▲</b> 2,164	<b>▲</b> 0.02 %
入	出産育児一時金	109,662	109,521	<b>▲</b> 141	▲ 0.00 %
金	その他繰入金	776,063	819,277	43,214	0.05 %
	小 計	2,046,495	2,096,323	49,828	0.02 %
8	諸収入	49,844	47,948	<b>▲</b> 1,896	▲ 0.04 %
	合 計	27,292,953	27,992,872	699,919	0.03 %

### (2)歳出

(単位:千円)

	科目	23年度決算	24年度決算見込	増減額	前年比
1	総 務 費	113,455	107,126	<b>▲</b> 6,329	▲ 0.06 %
2	療養給付費等	17,050,684	17,412,800	362,116	0.02 %
保	高額療養費	1,742,358	1,856,226	113,868	0.06 %
険	出産育児一時金	169,313	164,651	<b>▲</b> 4,662	▲ 0.03 %
給付	葬 祭 費	21,500	20,450	<b>▲</b> 1,050	▲ 0.05 %
費	小 計	18,983,855	19,454,127	470,272	0.02 %
3	後期高齢者医療支援金	3,606,552	3,978,618	372,066	0.09 %
4	前期高齢者納付金	10,687	4,206	<b>▲</b> 6,481	<b>▲</b> 1.54 %
5	老人保健拠出金	202	2,228	2,026	0.91 %
6	介護納付金	1,489,279	1,597,547	108,268	0.07 %
7	共同事業拠出金	2,592,896	2,567,487	<b>▲</b> 25,409	▲ 0.01 %
8	保健事業費	259,980	258,749	<b>▲</b> 1,231	▲ 0.00 %
9	諸支出金	252,345	394,600	142,255	0.36 %
10	前年度繰上充用金	1,266,574	1,282,873	16,299	0.01 %
	合 計	28,575,825	29,647,561	1,071,736	0.04 %

実質収支額	<b>▲</b> 1,282,872	<b>▲</b> 1,654,689	▲ 371,817
-------	--------------------	--------------------	-----------

#### 5 平成25年度保険税率等の状況

平成25年度の保険税率等については、今後も大幅な赤字額の増加が見込まれることから、事業の安定と健全な財政運営を図るため、税率等を次のとおりとした。

92010	区 分	税率等	改定時期
	所得割(課税対象額に対して)	5. 1%	
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	20.0%	亚比05年南
医療保険分	均等割(被保険者1人あたり)	24, 500円	平成25年度
	平等割 (1世帯あたり)	25, 100円	
	課税限度額 (法定 510,000円)	510,000円	平成24年度
	所得割(課税対象額に対して)	1. 8%	平成25年度
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5. 0%	平成20年度
後期高齢者 支援分	均等割(被保険者1人あたり)	9,900円	平成25年度
	平等割 (1世帯あたり)	9,000円	平成20年度
	課税限度額 (法定 140,000円)	140,000円	平成24年度
	所得割(課税対象額に対して)	1. 1%	平成25年度
	資産割 (固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5. 0%	平成12年度
介護保険 2号分	均等割(被保険者1人あたり)	9, 700円	平成25年度
	平等割 (1世帯あたり)	7,000円	十八八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八十八十八十八十八
	課税限度額 (法定 120,000円)	120,000円	平成24年度

<sup>※</sup>平成25年度に対する特別減免

平成24年中の世帯総所得が300万円以下の世帯について、保険税額から一律2,400円 を減免

#### 6 平成25年度課税状況

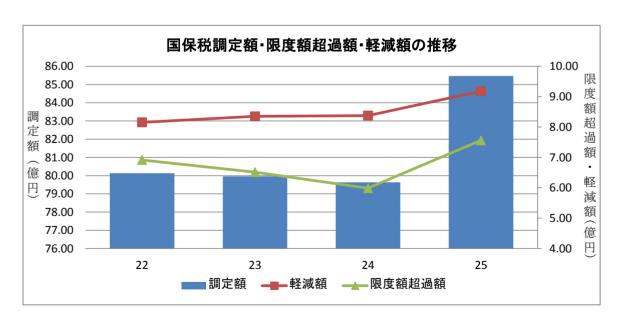
経済の長期低迷による雇用の減少により、失業中や所得の少ない方の国保加入が増加したことから、平成24年度までの保険税調定額は、年々減少傾向となっていたが、平成25年度は、税率の改正により調定額が約5億8400万円の増加となった。

また、税率改定の影響により、限度額超過世帯数は、530世帯、約18.3%の 大幅な増加となり、軽減世帯数については、全体で約1.6%、316世帯の増加と なっている。

(**1**)課税状況 (単位:千円)

項		22年度	23年度	24年度	25年	度
応能割	所得割額	4,172,992	4,133,209	4,090,660	4,612,265	5,419,036
小小的巴西	資産割額	909,332	914,506	884,502	806,771	5,415,050
応益割	均等割額	2,855,375	2,842,067	2,828,653	3,063,927	4,801,764
心無司	平等割額	1,582,940	1,592,634	1,595,798	1,737,837	4,001,704
合計額		9,520,639	9,482,416	9,399,613	10,220,800	
限度額超過額	頂	691,691	651,534	598,663	756,123	
7割軽減金額	Í	572,232	578,451	579,803	633,960	
5割軽減金額	Í	98,162	103,489	100,748	114,313	917,990
2割軽減金額		96,941	102,484	105,596	117,125	917,990
その他の軽減金額 ※		48,260	50,805	51,577	52,592	
調定額(4月1	日現在)	8,013,353	7,995,653	7,963,226	8,546,687	

※ その他の軽減は、特定世帯に対する軽減。

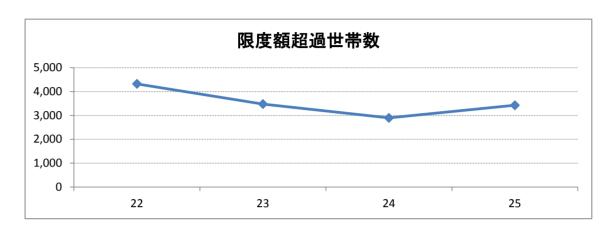


#### (2)限度額超過世帯数

(単位:件)

項目	22年度	23年度	24年度	25年度
限度額超過世帯数	4,323	3,477	2,895	3,425
限度額	68万円	73万円	77万円	77万円

<sup>※</sup>限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

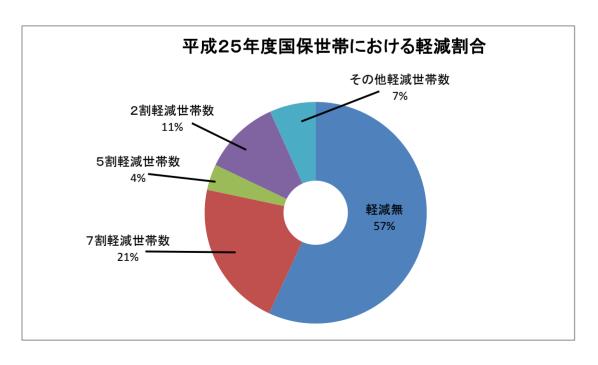


#### (3)軽減世帯数

(単位:件)

項目	22年度	23年度	24年度	25年度
7割軽減世帯数	9,822	9,965	10,014	10,085
5割軽減世帯数	1,638	1,728	1,704	1,769
2割軽減世帯数	4,658	4,960	5,112	5,264
計	16,118	16,653	16,830	17,118
その他軽減世帯数 ※	2,980	3,113	3,138	3,166
合 計	19,098	19,766	19,968	20,284

※ その他軽減は、特定世帯に対する軽減



#### 7 特定健診等の実施状況

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢者福祉の増進を図る ために、40歳から75歳までの方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施している。(平成21年度からは、当該実施年度に75歳になる方も対象)

平成23年度は、平成20年度から一度も受診していない人に、ハガキや電話での受診勧奨を 行うなど未受診者対策を強化しました。

#### (1)実施目標 〔「春日井市特定健康診査等実施計画書」(平成20年2月策定)より〕

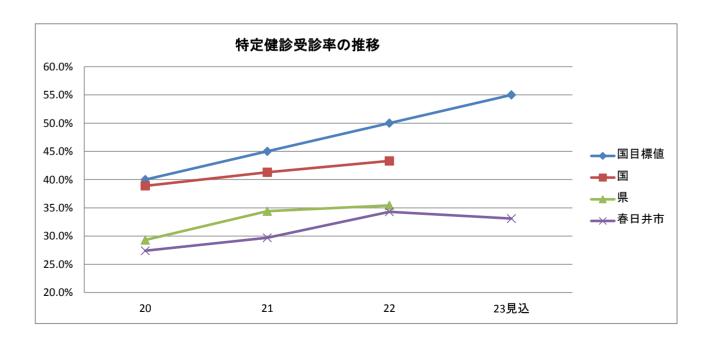
年 度 項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度~29年度
特定健診目標受診率	40%	45%	50%	55%	65%	第2期実施計画を策定
特定保健指導目標実施率	20%	30%	35%	40%	45%	<del>第2朔天旭</del> 町画で水足

#### (2)受診状況

〔特定健康診査〕 (法定報告ベース)

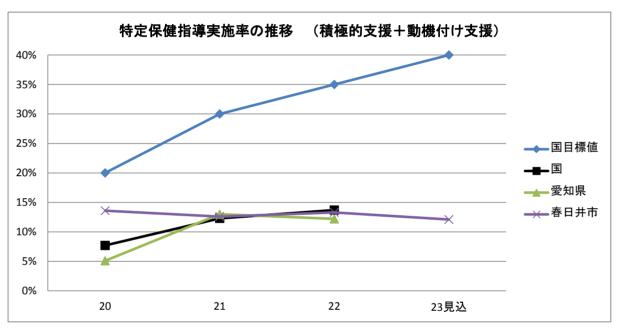
	項	目	算出方法	20年度		21年月	度	22年度		23年度見込		増減率
春日井市	対象	者数①		50,598	人	51,442	人	52,051	人	53,857	人	103.5%
	受診	:者数 ②		13,855	人	15,291	人	17,853	人	17,852	人	100.0%
	受記	多率 ③	(②÷①)×100	27.4	%	29.7	%	34.3	%	33.1	%	96.5%
	爱	を知県の多	受診率	29.3	%	34.4	%	35.4	%			
		国の受討	<b></b>	38.9	%	41.3	%	43.3	%			

<sup>※「</sup>対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方。



[特定保健指導] (法定報告ベース)

項目				算出方法	20年度		21年度		22年度		23年度見込		増減率	
春日井市	対象者数	積極的	的支援	4		384	人	446	人	556	人	463	人	83.3%
		動機化	寸支援	5		1,492	人	1,435	人	1,749	人	1,590	人	90.9%
		合	計	6	4 + 5	1,876	人	1,881	人	2,305	人	2,053	人	89.1%
	保健指導利用者数⑦				255	人	237	人	306	人	249	人	81.4%	
	実	施	率	8	(⑦÷⑥)×100	13.6	%	12.6	%	13.3	%	12.1	%	91.4%
	愛知県の実施率					5.1	%	13.0	%	12.2	%			
	国の実施率					7.7	%	12.3	%	13.7	%			



- ※「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者。
- ※「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者。

#### (3)第2期春日井市特定健康診査等実施計画の策定

特定健康診査等実施計画は、5年を一期として5年ごとに見直しを行うもので、平成24年度は、20年度から実施した第1期春日井市特定健康診査等実施計画の最終年度となることから、国の指針とこれまでの実施結果を踏まえ、新たな目標を定める第2期実施計画(平成25年度~29年度)を策定する。

#### 8 国民健康保険税条例の保険税軽減の規程の改正について

地方税法の一部改正(平成25年法律第3号。平成25年4月1日施行)に伴い、

国民健康保険税条例の保険税軽減の規定を専決処分した。改正内容は以下のとおり。

(1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の法定軽減について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した「特定同一世帯所属者」をその算定上含むこととする措置について、移行後5年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とした。

(第6条関係)

(2) 特定世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯(移行後5年目までの間に限る))に対して、世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯(移行後6年目から8年目までの間に限る。))においても世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を講じた。

(第6条の5、第21条関係)

#### 内 容(1)

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けられるよう、特定 同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、 期限を区切らない「恒久措置」とする。

例)夫婦2人世帯(夫(世帯主):75歳以上、妻:75歳未満)にかかる法定2割軽減世帯要件

【平成24年度まで】特定同一世帯所属者は5年間と定められているため、適用期間は5年とされていた。

(35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数)) +33万円以下

恒久化

#### 内 容(2)

特定世帯となる者に係る平等割を半額にする措置について、軽減割合を現在の半分(4分の1)として3年間延長する。

